

公的年金等受給者および給与所得者の所得税還付申告

今年も2月18日(月)～3月15日(金)に市内各所で確定申告の受け付けを予定しています(詳しくは次号で掲載)が、毎年、大変混雑します。所得税の還付申告をする人は、下記のとおり相談および受け付けを行いますので、この機会をご利用ください。

還付申告相談会

日時	2月8日(金)午前9時30分～正午(受付：午前9時30分～11時30分)、午後1時～3時30分(受付：午後1時～3時) ※会場の混雑状況により受付終了時間が早まる場合があります。	
場所	市民ホール 小ホール	
対象者	公的年金等受給者・給与所得者	住宅借入金等特別控除を新たに受けたい人
	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金などを受給している人 ※事業所得や不動産所得、譲渡所得がある人を除く ・平成30年中に一定額以上の医療費などを支払い、医療費控除による所得税等の還付申告をしたい人 ・平成30年中に退職し、年末調整ができていない人 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローンなどを利用して、自宅を新築や購入、増改築等をして、平成30年中に居住の用に供し、一定の要件を満たす給与所得者で、住宅借入金等特別控除による所得税等の還付申告をしたい人
必要書類など	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金や給与所得等の源泉徴収票(コピー不可) ※平成30年中に退職金を受け取った人で、退職所得を申告する場合は、退職所得の源泉徴収票も必要です。 ・医療費控除の明細書(医療機関、医療を受けた人ごとで集計し、自分で作成してください) ・生命保険料や地震保険料・長期損害保険料・国民年金保険料などの控除(支払)証明書、健康保険料の金額のわかるもの ※給与所得者で、年末調整したものは除く。 ・印鑑(認印で可) ・振込先の預貯金口座の番号等がわかるもの(本人名義に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除を受けるための要件と必要な添付書類などは、国税庁ホームページや草津税務署でご確認ください。
その他	当会場では譲渡所得(土地、建物および株式など)、贈与税の申告相談は行いません。	

●e-Taxでの確定申告が便利です

- ①国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ②提出方法等を選択(「ID・パスワード方式の届出完了通知」を持っている人はe-Taxを選択してください)
- ③金額などを入力
- ④申告書を提出

※「ID・パスワード方式の届出完了通知」を持っている人は、e-Taxで送信できます。「ID・パスワード方式の届出完了通知」を持っていない人は、申告書を印刷し郵送で提出すれば申告会場で待つ必要がなく、便利です。

●確定申告書に記載するマイナンバーについて

- ・申告書や申請書などの手続に、マイナンバーの記載と本人確認書類(個人番号カード、または通知カードと運転免許証や健康保険証など)の提示または写しの添付が必要です。

●公的年金を受給している人へ

- ・公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告書の提出が必要です。
- ・所得税の確定申告をしない人でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除の適用を受ける場合などは、市県民税の申告が必要です。

●確定申告について

※申告書は草津税務署で交付しています。1月21日(月)以降は市税務課でも交付します。

※国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で申告書の作成、申告用紙のダウンロードなどが可能です。



ホームページ

問草津税務署 ☎(562)1315(自動音声案内) 市税務課 ☎(582)1115 ☎(583)9738